

平成 28 年 4 月

投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

**「アムンディ・りそなアジア資産分散ファンド(愛称:アジぶん)」
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、追加型証券投資信託「アムンディ・りそなアジア資産分散ファンド(愛称:アジぶん)」(以下「本ファンド」といいます)につきまして、平成 28 年 7 月 21 日付で、信託終了(繰上償還)を行うことを予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、法令に基づき、平成 28 年 4 月 15 日から平成 28 年 5 月 16 日までの期間、上記の繰上償還に対する異議申立てを受付けておりますが、平成 28 年 4 月 13 日までに本ファンドの取得をお申込みになり、これに伴い取得した受益権が対象となります。それ以降に取得した受益権については異議申立ての対象とはなりません。また、異議申立ての受益権の合計口数が、平成 28 年 4 月 15 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、繰上償還を行いません。

敬具

記

繰上償還に係る異議申立ての手続きおよび日程

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| ①法定公告日 | 平成 28 年 4 月 15 日 日本経済新聞の朝刊に掲載 |
| ②異議申立期間 | 平成 28 年 4 月 15 日～平成 28 年 5 月 16 日 |
| ③信託終了(繰上償還)予定日 | 平成 28 年 7 月 21 日 |

本ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

以上

使用開始日:2015年11月11日

アムンディ・リそなアジア資産分散ファンド

追加型投信／海外／資産複合

【愛称】

アシボル



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・リそなアジア資産分散ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年11月10日に関東財務局長に提出しており、平成27年11月11日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動 産投信)資産配分固定型))	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号
設 立 年 月 日: 1971年11月22日
資 本 金: 12億円(2015年9月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
2兆4,991億円(2015年8月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]
株式会社 リそな銀行
(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス: <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、日本を除くアジア^{*}諸国・地域の株式、ソブリン債(国債等)および不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

^{*}アジアには、オーストラリア、ニュージーランドなどのオセアニア諸国も含まれます。以下同じ。

◎ファンドの特色

- 1 経済成長が期待されるアジア諸国・地域(日本を除く)に投資します。
実質組入外貨建資産に関しては、原則として為替ヘッジは行いません。

投資対象国・地域

香港

中国

台湾

フィリピン

マレーシア

韓国

シンガポール

タイ

インドネシア

インド

ベトナム

オーストラリア

ニュージーランド

(13の国・地域)

^{*}「アムンディ・リそなアジア資産分散ファンド」は、上記を投資対象国・地域としています。ただし、投資環境や投資判断等により、上記すべてに投資するとは限りません。また、上記投資対象国・地域は、今後のアジア諸国・地域の投資環境等によっては変更されることがあります。

- 2 各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、株式、債券(ソブリン債)、リート(不動産投資信託)の3つの資産に原則として均等に分散投資します。

イメージ図

アムンディ・アジア・リート・マザーファンド



アムンディ・アジア・ソブリン・マザーファンド

アムンディ・アジア好配当株式マザーファンド

※実際の配分比率は、左記基本配分比率と乖離する場合があります。また予期せぬ投資環境等が発生した場合には、大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

- 3 原則として、毎月8日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

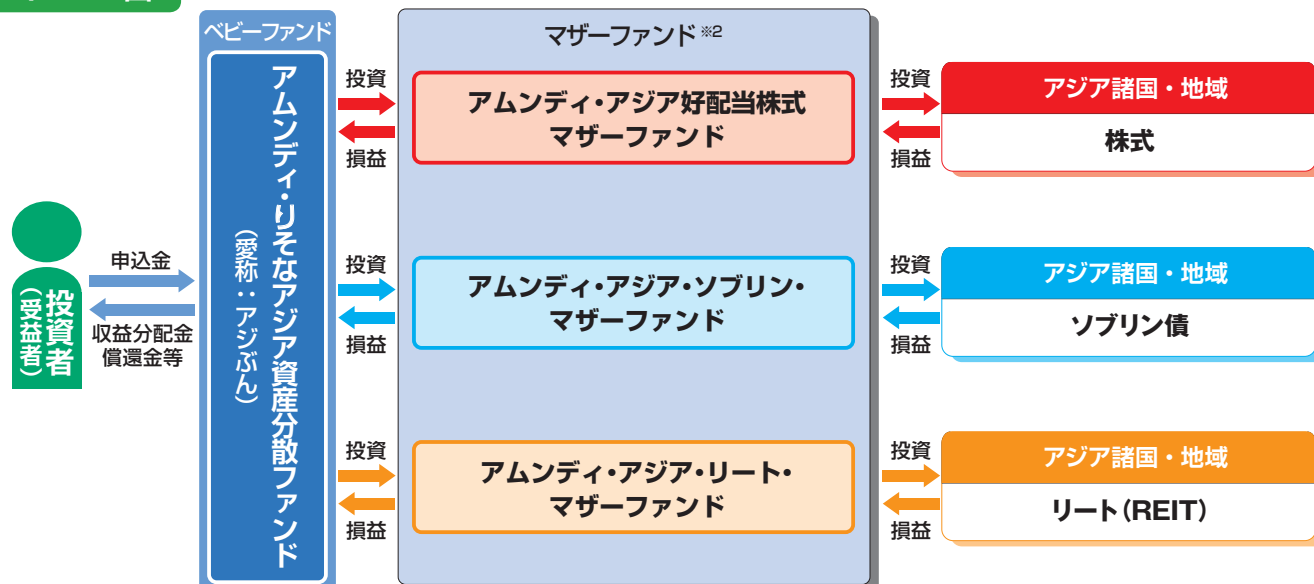
利子・配当等収益を中心に分配を行います。基準価額の水準等によっては、売買益(評価益を含みます)等を中心にボーナス分配をする場合があります。ただし、あらかじめ一定額の分配をお約束するものではなく、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式^{※1}で運用を行います。

イメージ図



※1 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

※2 「アムンディ・アジア好配当株式マザーファンド」および「アムンディ・アジア・リート・マザーファンド」に係る運用指図の権限は、アムンディ・ホンコン・リミテッドに委託します。

「アムンディ・アジア・ソブリン・マザーファンド」に係る運用指図の権限は、アムンディ・シンガポール・リミテッドに委託します。

アムンディ・ホンコン・リミテッド

アムンディ・ホンコンは、1982年に設立され、アムンディ・グループのアジアにおける資産運用拠点として運用実績を有します。

アムンディ・シンガポール・リミテッド

アムンディ・シンガポールは1989年以来、アセアンの中核であるシンガポールに拠点を有し、アセアン諸国をカバーするリサーチ体制を築いています。

◎主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

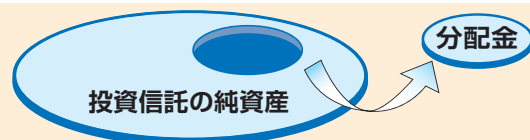
◎分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後配当等収益および売買益等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◎収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

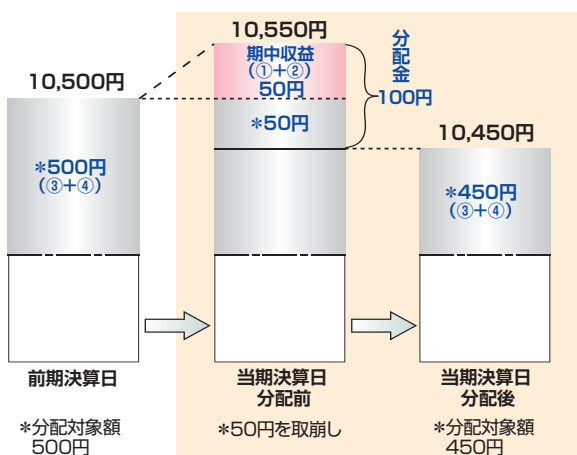
投資信託で分配金が支払われるイメージ



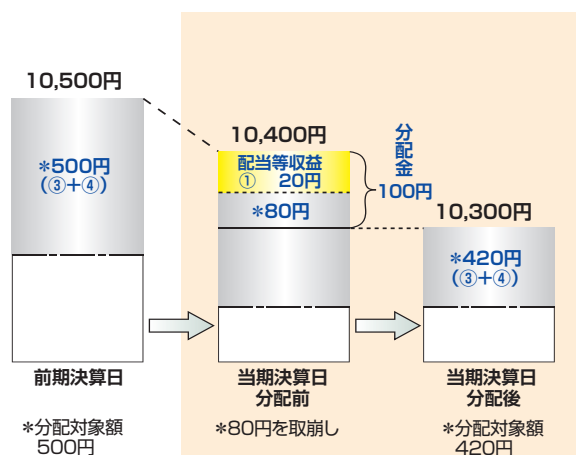
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

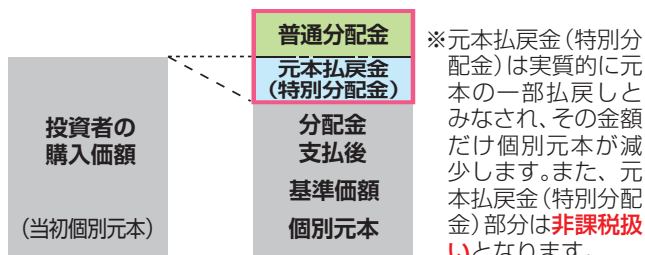


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

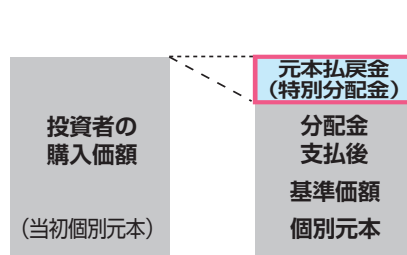
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

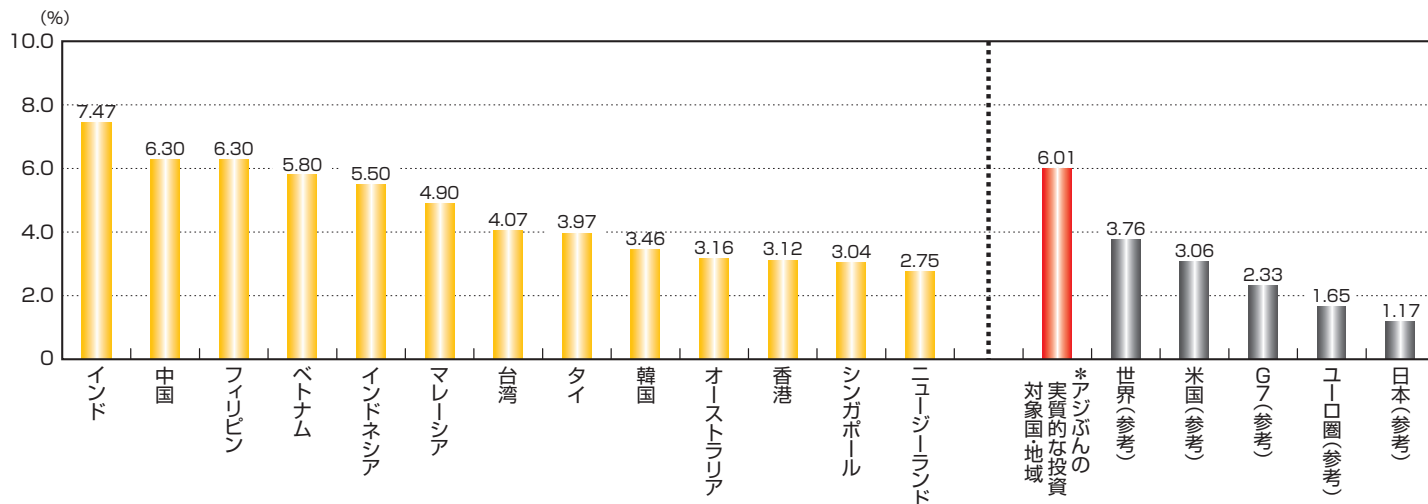
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

アジア諸国・地域は、世界の中でも高い経済成長率を誇っています

＜投資対象国・地域 実質GDP成長率比較（2016年予想）＞



出所：IMF「World Economic Outlook Database, April 2015」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*アジアの実質的な投資対象国・地域（香港、中国、台湾、フィリピン、マレーシア、韓国、シンガポール、タイ、インドネシア、インド、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド）の実質GDP成長率を各国・地域の購買力平価ベースのGDPで加重平均して算出。

上記は過去のデータであり、将来の運用成果などを示唆・保証するものではありません。

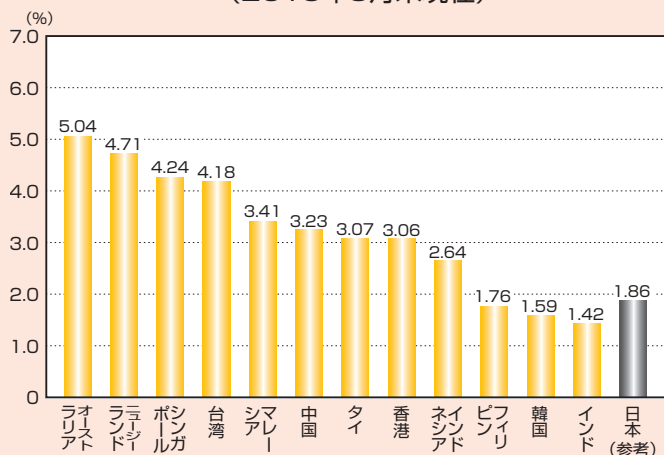
アジア好配当株式

- オセアニア諸国において、経済成長とアジアからの資源需要は、企業利益の向上をもたらし、高い配当の原資になっています。
- アジア諸国・地域の株式市場は、2015年に入り中国の景気減速懸念が高まり縮小傾向にありますが、アジア諸国・地域は相対的に高い経済成長率であり、それぞれの国・地域で内需中心の安定成長が続けば株価の回復も期待できます。

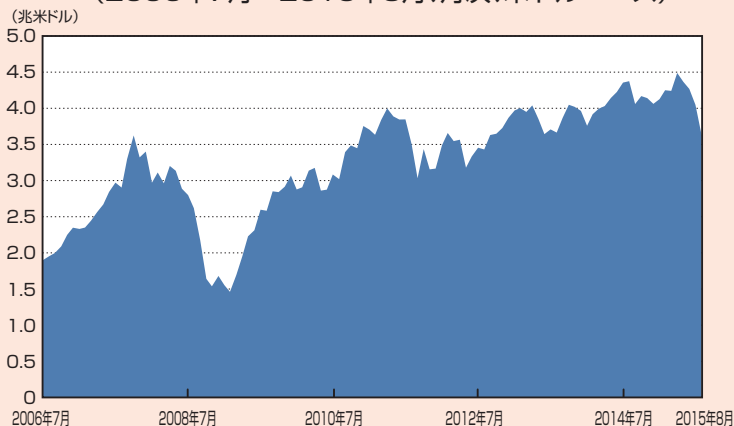
配当利回りとは：1株当たり配当金÷株価×100（%）

配当金は企業の利益を源泉として支払われるものです。配当利回りが高いほど、株価に対して配当金が多いことを意味しています。

＜アジア諸国・地域の配当利回り＞
（2015年8月末現在）



＜アジア諸国・地域の株式市場時価総額の推移＞
（2006年7月～2015年8月、月次、米ドルベース）



出所：MSCI Inc.のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

配当利回りは、MSCI AC 国別インデックスを使用。

株式市場時価総額は、MSCI AC アジア・パシフィック インデックス（除く日本）を使用。

MSCI各インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

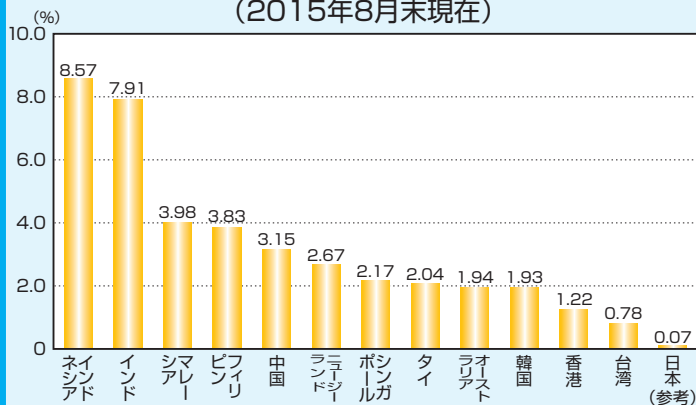
上記は過去のデータであり、将来の運用成果などを示唆・保証するものではありません。

追加的記載事項

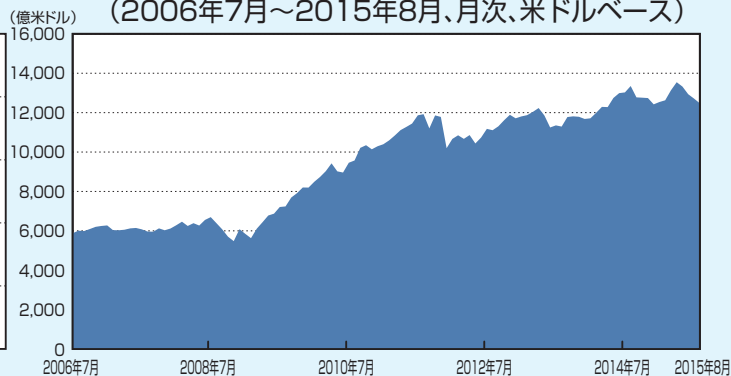
アジアソブリン債

- アジア諸国・地域の金利は相対的に高い傾向にあるため、これらの地域の債券に投資をすることで高い利回りを享受できると考えられます。また、債券市場は拡大傾向にあり、流動性が高くなっています。
- 政府財政の健全化が進む一部の国々では、政府債務に対する格付の引上げが期待されます。

＜アジア諸国・地域の5年国債利回り＞
(2015年8月末現在)



＜アジア諸国・地域の債券市場時価総額の推移＞
(2006年7月～2015年8月、月次、米ドルベース)



投資対象国・地域の格付 (スタンダード&プアーズ社/自国通貨建長期ソブリン債) 2015年8月末現在			
AAA	シンガポール、オーストラリア、香港	BBB+	
AA+	ニュージーランド	BBB	フィリピン
AA		BBB-	インド
AA-	中国、台湾、韓国	BB+	インドネシア
A+		BB	
A	マレーシア	BB-	ベトナム
A-	タイ	B+	

出所：ブルームバーグ、パークレイズ、スタンダード&プアーズ社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

債券市場時価総額は、パークレイズ・アジア・パシフィック国債インデックス（除く日本）を使用。

*パークレイズ・インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社（パークレイズ）が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の権利はパークレイズに帰属します。

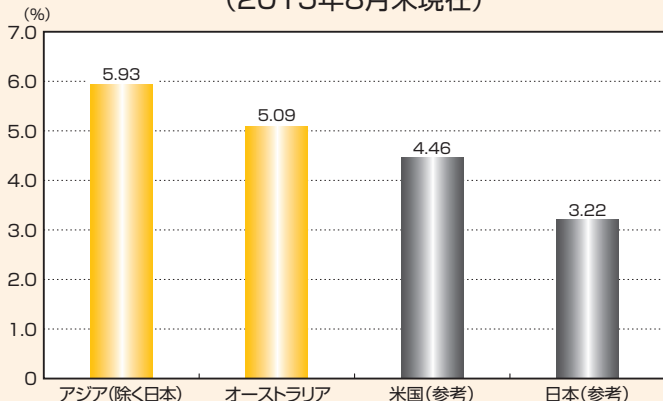
上記は過去のデータであり、将来の運用成果などを示唆・保証するものではありません。

アジアリート

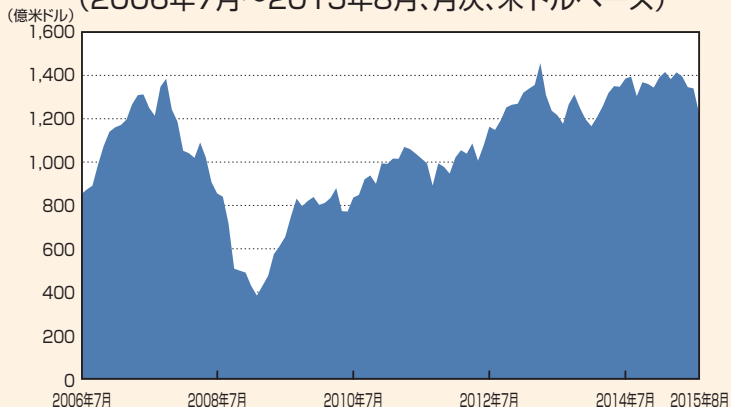
- アジア諸国・地域の配当利回りは相対的に高い水準が期待できます。
- アジア諸国・地域では高い経済成長を背景に、オフィスビルや住宅などの需要が増加することで、リート市場の拡大が期待されます。

リート(不動産投資信託)とは：不動産を主な投資対象とする投資信託あるいは投資法人の総称です。賃貸オフィスビルや賃貸マンションなど安定した収益を生んでいる不動産を取得し、その賃貸収入や売却により生じた収益から不動産の維持・管理費用や支払金利を差し引いた利益を投資家に分配します。

＜アジア諸国・地域のリート予想配当利回り＞
(2015年8月末現在)



＜アジア諸国・地域のリート市場時価総額の推移＞
(2006年7月～2015年8月、月次、米ドルベース)



出所：データストリームのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

予想配当利回りは、S&P グローバルREITインデックスの国別インデックス構成全銘柄の予想配当利回り(税引前)をそれぞれ時価総額で加重平均。リート市場時価総額は、S&P アジア・パシフィックREITインデックス（除く日本）を使用。

上記は過去のデータであり、将来の運用成果などを示唆・保証するものではありません。

追加的記載事項

アムンディについて

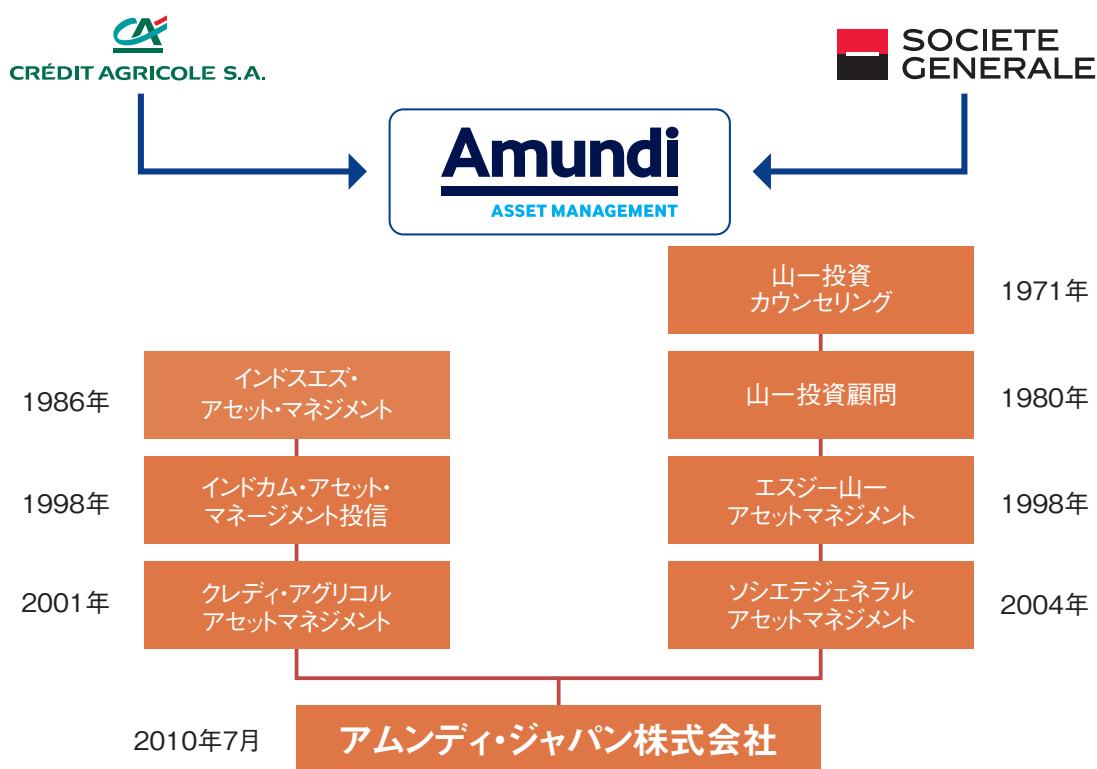
- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi(アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、9,540億ユーロ(約131兆円、1ユーロ=137.23円で換算)^{*}の運用資産額を有する世界トップクラスの運用会社の1つです。
- 欧州有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

アムンディ(Amundi)...

アセットマネジメントの頭文字であるAとM、「世界」を意味するラテン語 Mundiを合わせた名前です。新会社が開かれた企業になるようにとの思いが込められています。

※2015年6月末現在

アムンディ・ジャパン株式会社について



運用資産残高:4兆5,522億円[※]

投資信託委託業の運用資産残高:2兆4,991億円

投資顧問業の運用資産残高:2兆532億円

※2015年8月末現在。

各契約資産合計には、重複資産(投資顧問契約と投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等)が一部含まれています。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として株式、債券、リートなど値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

有価証券等の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。したがって、ファンドの基準価額は、ファンドがおかれている投資環境により変動します。ファンドが実質的に投資する**有価証券の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② 金利変動リスク

債券価格は金利変動等により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、**ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

③ 信用リスク

有価証券等の価格は、発行体の財政状況、一般的な経済状況、もしくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に債務超過の発行体が利払い・元本償還能力を失うおそれのある場合や発行体の財政状況等に関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により不利な変動をすることがあります。ファンドが実質的に投資する有価証券等の価格が信用リスクの上昇により値下がりした場合、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

④ 為替変動リスク

ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。**円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。ファンドの投資対象国・地域には新興国が含まれます。一般的に、**新興国の経済状況は、先進国に比べてぜい弱である可能性があります**。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、**先進国以上に大きくなる可能性があります**。さらに政府当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。この場合は、投資する資産の価格が下落し、**ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

⑥ リート(不動産投資信託証券)に関わるリスク

リート(不動産投資信託証券)の価格および配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リーートの収益および財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。ファンドが実質的に投資するリーートの価格が下落した場合、**ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. アジア諸国・地域への投資に関する留意点

ファンドはアジア諸国・地域に限定して投資を行うため、十分な分散投資効果が得られない場合があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

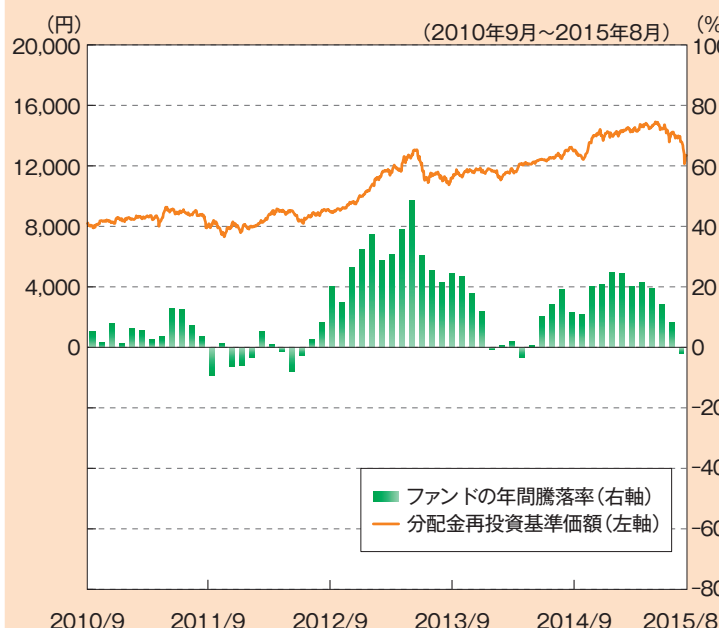
◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

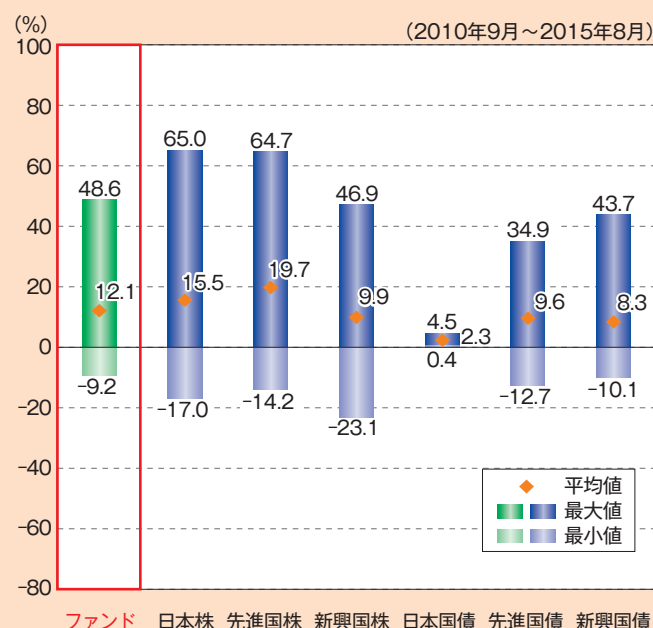
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

① ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



② ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2010年9月から2015年8月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
東証株価指数 (TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。	
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
日本国債	NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。	
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。	

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	9,670円	純資産総額	7.1億円
------	--------	-------	-------

◎分配の推移

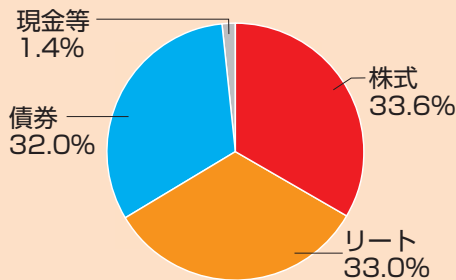
決算日	分配金
89期(2015年 4 月 8 日)	25円
90期(2015年 5 月 8 日)	25円
91期(2015年 6 月 8 日)	50円
92期(2015年 7 月 8 日)	50円
93期(2015年 8 月10日)	50円
直近1年間累計	375円
設定来累計	2,240円

*分配金は、1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

[ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位5銘柄は各マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています]

資産配分



*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
*現金等には未払諸費用等を含みます。
*四捨五入の関係で合計が100.0%とならない場合があります。

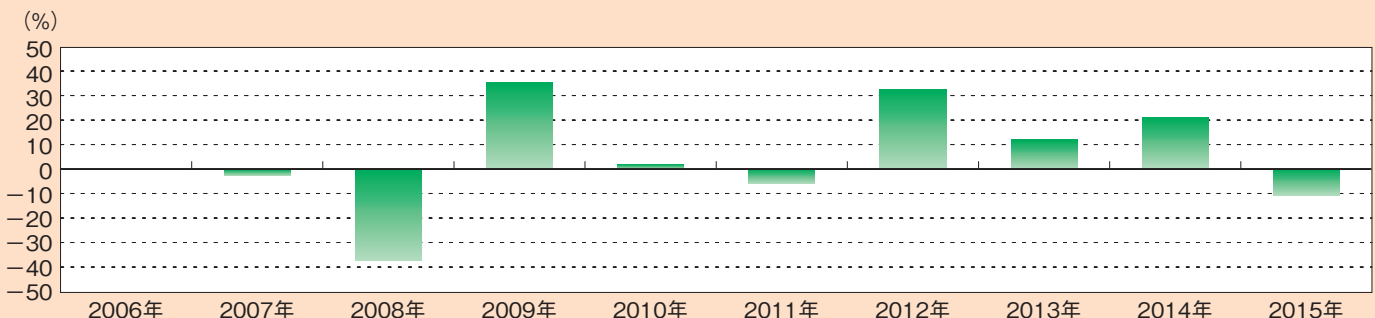
組入上位5銘柄(各マザーファンド)

アムンディ・アジア好配当株式マザーファンド			
	銘柄	国・地域	純資産比(%)
1	TSMC(台湾セミコンダクター)	台湾	3.98
2	オーストラリア・コモンウェルス銀行	オーストラリア	3.87
3	サムスン電子	韓国	3.47
4	中国銀行(バンク・オブ・チャイナ)	香港	3.25
5	ラムゼー・ヘルスケア	オーストラリア	2.66

アムンディ・アジア・リート・マザーファンド				アムンディ・アジア・ソブリン・マザーファンド			
	銘柄	国・地域	純資産比(%)		銘柄	国・地域	クーポン(%) 純資産比(%)
1	LINK REIT	香港	9.41	1	ニュージーランド国債	ニュージーランド	6.000 31.54
2	ASCENDAS REIT	シンガポール	8.26	2	ニューサウス・ウェールズ州債	オーストラリア	5.500 27.15
3	CAPITALAND MALL REIT	シンガポール	8.02	3	インドネシア国債	インドネシア	10.000 17.99
4	WESTFIELD CORP	オーストラリア	6.88	4	インドネシア国債	インドネシア	8.375 14.23
5	YUEXIU REIT	香港	6.56	5	AMUNDI PREMIA INDIA BOND FUND (USD)*	インド	- 2.50

*債券に投資する投資信託証券です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2007年は設定日(9月21日)から年末まで、2015年は年初から8月31日までの騰落率を表示しています。

*上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
*運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購 入 単 位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	ファンドの休業日(東京証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日および香港の銀行休業日ならびにシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合)には、受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時※までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	平成27年11月11日から平成28年11月8日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限とします。(設定日:平成19年9月21日)
繰 上 償 還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年12回決算、原則毎月8日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	3.24% (税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用
(信託報酬)

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.6308%(税抜1.51%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

[信託報酬の配分]

支払先	料率				役務の内容
	純資産総額				
	500億円未満	500億円以上 1,000億円未満	1,000億円以上 2,000億円未満	2,000億円以上	
委託会社	0.75% (税抜)	0.70% (税抜)	0.65% (税抜)	0.60% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、法定書面等の作成、 基準価額の算出等の対価
販売会社	0.70% (税抜)	0.75% (税抜)	0.80% (税抜)	0.85% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種 書類の送付、口座内でのファンドの 管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.06% (税抜)				ファンドの財産の保管および管理、 委託会社からの指図の実行等の対価

毎計算期間末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、信託財産の日々の純資産総額に以下の報酬率を乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。

純資産総額	報酬率
500億円未満	0.75%以内
500億円以上1,000億円未満	0.70%以内
1,000億円以上2,000億円未満	0.65%以内
2,000億円以上	0.60%以内

◆上記の運用管理費用(信託報酬)は本書作成日現在のものです。

その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。

- ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
- ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等を含みます。)
- ・信託財産に関する租税等

※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

その他の費用・
手数料

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円(平成28年1月1日以降、年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は平成27年9月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。